

令和4年3月版

レンタル車両補償制度のご案内

松本自動車工業株式会社

レンタル車両補償制度とは

当社のレンタル車両をご利用中に事故を起こし、当社または第三者に損害を与えた場合は、お客さまにその損害を賠償する責任が発生します。当社では、所定の補償料をご負担いただくことで、事故時に発生する賠償責任を一定の条件のもとで補填いたします。なお、免責金額ならびに補償の限度額を越えた賠償額、事故、盗難、借受人または運転者の攻めに帰すべき事由による故障、レンタル車両の汚損・臭気等により当社がそのレンタル車両を利用できないことによる損害に対しての休業損害はお客さまのご負担となります。

補償制度加入対象となるレンタル商品

作業車、乗用車、建設機械（バックホウ等ただしアタッチメントは除く）

補償内容

借り受けたレンタル車両の使用発生した事故により第三者又は当社に損害を与えたとき（ただし、当社の責に帰すべき事由による場合を除く）当社がレンタル車両について締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。

（対人、対物、人身傷害賠償は提携保険会社の損害保険ジャパン株式会社の普通保険約款に準じます。）

免責金、補償の限度額を超えた賠償、休業損害はお客さまのご負担となります。

【作業車】

補償種別	補償内容	
対人補償	無制限	（1名の限度額）
対物賠償	1000万円	（1事故の限度額）
人身傷害補償	3000万円	（1名の限度額）

対物賠償免責金：10万円

※人身傷害補償は定員までとなります。

※免責金額は1事故に対する限度額です。

休業損害：1事故につき10万円

車両補償	
損害額	免責金額
50万円未満	<u>10万円</u>
100万円未満	<u>損害額の20%</u>
500万円未満	<u>損害額の30%</u>
500万円以上	<u>損害額の50%</u>

【乗用車】

補償種別	補償内容	
対人補償	無制限	（1名の限度額）
対物賠償	無制限	（1事故の限度額）
人身傷害補償	3000万円	（1名の限度額）

対物賠償免責金：5万円

※人身傷害補償は定員までとなります。

※免責金額は1事故に対する限度額です。

休業損害：当該車両が自走可能な場合…1事故につき2万円

当該車両が自走不能な場合…1事故につき5万円

車両補償	
損害額	免責金額
1事故につき時価額	<u>5万円</u>

【建設機械】

車両補償	
損害額	免責金額
1事故につき時価額	10万円

※免責金額は1事故に対する限度額です。

休業損害：1事故につき10万円

有効期間・料金

補償はレンタル車両がお客様に引き渡され受領された日には始まり、当社に返却された日をもって終了します。補償料金は貸出期間中1日単位でご負担いただきます。(休車等で使用がない場合も貸出期間中は発生致します。)

料金は車種によって異なりますので、別紙レンタル料金表をご覧ください。

補償制度が適用できないケース

下記に該当する事故・損害は補償制度の対象となりませんのでご注意ください。

- (1)事故時に警察及び当社への連絡など所定の手続きが無かった場合
- (2)詐欺・横領、警察に届け出がない、または受理されない盗難、置忘れ、紛失等に係る損害
- (3)偶然な外来の事故によらない電氣的機械的事故による損害
- (4)修理、整備作業における過失または技術稚拙によって生じた損害
- (5)通常の使用結果として生じる消耗品（覆帯、ベルト、チェーン、ドリル刃、バケット、ライト等の管球類等）の損害
- (6)自然の消耗・劣化、さび、かび、変質、変色等による錆損害（湖風や海の波しぶき等の塩害を含む）
- (7)レンタル車両の故障により生じた二次的損害（工事の遅延による違約金等の経済的損害等）
- (8)貸渡約款に違反している場合
 - ▶ 法令に違反した運転等に起因した損害
 - ▶ 迷惑（違法）駐車に起因した損害
 - ▶ 飲酒及び酒気帯び運転による事故の損害
 - ▶ 薬物等を服用しての運転による事故の損害
 - ▶ レンタル期間を無断で延長して使用された場合の事故や破損・盗難等の損害
 - ▶ 契約書記載の運転者及び副運転者以外の運転による事故の損害
 - ▶ レンタル車両を無断で又貸しした先で発生した事故の損害
 - ▶ 無免許運転（運転免許停止期間中や運転できる自動車の種類に違反している場合を含む）による事故の損害
 - ▶ 当社に無断で示談にした場合
 - ▶ 各種テスト・競技に使用し、又は他車のけん引・後押しに使用した場合
 - ▶ その他、レンタル約款（貸渡約款）に定める免責事項に該当する事故等の損害
- (9)当社が締結する損害保険の保険約款の免責事項に該当する場合

- ▶ 使用者の故意・重過失による事故の損害
- ▶ 台風、洪水、高潮、地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害
- ▶ お客さまの所有、使用、管理する財物に対する損害

(10)使用、管理上の落ち度があった場合

- ▶ 未施錠または囲いのない屋外での放置等、著しい管理不備により生じた盗難
- ▶ 使用方法が不適切や劣悪なために生じた車体等の損傷や腐食等の損害
- ▶ 車内装備の汚損による損害
- ▶ 装備品の紛失・破損等の損害
- ▶ ホイールキャップの紛失・破損等の損害
- ▶ タイヤチェーン・キャリア・チャイルドシートの取付及び、装着不良による損害
- ▶ タイヤの単独損害
- ▶ 海岸、河川敷又は林間等車道以外で走行した場合の車両損害（維持・管理された道路以外での事故）
- ▶ ドライブレコーダー搭載車で、ドライブレコーダーを正しく作動させない状況下で生じた損害
- ▶ 給油時の燃料種別の間違いにより生じた損害
- ▶ クレーンや高所作業車等の有資格者以外の操作により生じた損害
- ▶ 始業点検を怠った使用による損害
- ▶ 作業で当然考えられる処置を取らずに引き起こされた汚損（吹き付け作業による塗料、モルタル等の付着）による損害
- ▶ 高さ制限の未確認、ブーム、アウトリガー等の未格納などによる損害
- ▶ 度重なる破損等を連絡なく放置して使用したことによる損害
- ▶ 本来の使用方法を著しく逸脱した使用方法（用途外使用）により生じた損害
- ▶ 過積載、積み荷の不完全な固定、荷重オーバー等積載方法の著しい不備により生じた車両の損害
- ▶ レンタル車両に新たな装置等を取り付ける等使用目的を大きく変更された機械の事故
- ▶ サイドブレーキの引き忘れ、引きが甘いことにより無人で車両が走行し、衝突した場合の損害
- ▶ クラッチすべりの損害
- ▶ PTO スイッチを入れたままの走行による損害

ご注意いただきたい点

- ・レンタル車両に事故・損害・盗難等が発生した場合は速やかに当社へご連絡ください。報告が著しく遅れた場合は補償制度をご利用いただけない場合があります。
- ・車両の修理については当社が事前に了承したもののみとさせていただきます。承諾なく修理された場合は補償制度の対象とならない場合があります。
- ・補償制度の対象とならない事故・損害等はその損害実費費用の全額をお客様に請求させていただきますのでご了承ください。
- ・この制度は当社独自の制度であり補償範囲・条件等は予告なく変更する場合があります。ご不明な点は松本自動車工業レンタカー一部担当者までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

松本自動車工業 レンタル部 0263-25-3430